

【タイトル】 交通事故の交渉を弁護士に依頼するメリット・デメリットについて

【メタキーワード要素】: 交通事故, 大阪, 討議, 苦勞のたね, 面倒

【メタディスクリプション】 大阪での交通事故に関する説明になります。ここでは、交通事故の交渉を弁護士に依頼することのメリット・デメリットについて説明されています。

【本文】 大阪で交通事故の被害に遭った方は、まずは医療機関による治療を専念することが必要になりますが、加害者本人あるいは加害者の加入する保険会社と交渉しなくてはならない時期が訪れます。

しかし、当事者同士の話し合いでは、感情的になることで、交渉に時間がかかり過ぎてしまうケースや、妥当な賠償額というものも分からないことが多いと思います。

そのため、弁護士を交渉の代理人とすることで、法律のプロの立場で加害者に損害賠償などを求めていくことができます。

また、一般的に指摘されることでは、保険会社が提示する金額は、保険会社独自の基準となっていることで、裁判所などが使用する基準よりも大きく下回る金額を提示されることがあります。

そのため、同じ裁判基準を使用している弁護士に依頼することで、自分で交渉するよりも高額な賠償請求ができることも多くあります。

もちろん、弁護士に交渉をしてもらうためには、弁護士費用がかかりますが、それ以上のメリットがあるときには、弁護士に依頼することもできると思います。

実際に、いくら請求額が上がるかという点については、事故の態様によっても異なると思いますが、弁護士による無料相談などで問い合わせてみることもできると思います。

【タイトル】 弁護士に交通事故の相談をするタイミングについて

【メタキーワード要素】: 交通事故, 大阪, 話し合い, 傷み, 身の上相談

【メタディスクリプション】 大阪の弁護士による交通事故の対応についての説明になります。交通事故被害者が、弁護士に相談するタイミングについて検討されています。

【本文】 交通事故の被害者となってしまった場合、けがの治療に専念することはもちろん、加害者や保険会社との交渉の準備も進めなくてはなりません。

ここで、加害者や保険会社との交渉を弁護士に依頼する場合、「どのタイミングで相談をしたらよいか？」という点で迷われることもあると思います。

しかし、弁護士への交通事故の相談は、早すぎて困ることはありませんが、示談を成立さ

せてしまった後など、遅すぎて問題が生じることはあります。

対応ができないケースとしてあげられるのは、「示談を成立させてしまった後に、その内容に不満がある」という相談になりますが、示談成立後にその内容を変更することは困難となります。

また、後遺障害を残した方が、その等級認定に不満がある場合なども、早めに弁護士に相談しておいた方が良いでしょう。

**大阪**の弁護士に**交通事故**の相談をするメリットには、「保険会社との交渉で不利とならないようにするためのアドバイス」や「請求できる項目」などについても確認することができます。

自分一人で交渉して解決することももちろんできますが、より望ましい形での解決ができるかどうかの検討は必要になると思われます。

そのために、弁護士事務所の無料相談などを活用してみることをお勧めします。

【タイトル】加害者に弁護士費用を請求できるケースについて

【メタキーワード要素】：**交通事故**、**大阪**、苦しみ、話合、逆境

【メタディスクリプション】**大阪**での**交通事故**に関する情報になります。ここでは、**交通事故**被害者が弁護士費用を請求できるケースについて説明されています。

【本文】**交通事故**の被害者にとって、加害者の加入する保険会社との交渉を弁護士に任せるとは大きなメリットがあると思われがちですが、反面、そのデメリットに「費用がかかる」点をあげることができます。

弁護士に依頼することで、弁護士費用以上の経済的メリットが生じるなら迷うことなく依頼できるのですが、どの程度の経済的メリットが得られるかは、個別に相談してみないと分からないと思います。

また、過失 0 の被害者にとっては、負担する弁護士費用も損害の一つと捉え、加害者に請求できるものと考えているケースもあります。

しかし、弁護士費用を加害者に請求できるのは、**交通事故**の裁判となった場合だけになり、一般的には弁護士費用は自己負担というのが原則になります。

また、裁判となった場合でも、弁護士費用の全額が損害として認められるのではなく、認められた賠償額の 10%程度を弁護士費用として請求できるとされるケースが多数となります。

そのため、**大阪**の弁護士に依頼するかどうかは、無料相談などで「依頼するメリットがあるか？」を確認してから決めると良いと思います。

また、依頼する場合でも、「必ず弁護士費用以上の請求の上乗せ」ができるというものではなく、あくまでも見込みである点も注意する必要があります。

#### 【タイトル】物損事故と人身事故の違いについて

【メタキーワード要素】：交通事故,大阪,討議,懊悩,身の上相談

【メタディスクリプション】大阪での交通事故に関する説明になります。ここでは、交通事故の物損事故・人身事故の相違点について説明されています。

【本文】交通事故の被害者の方がけがをしているにもかかわらず、物損事故の扱いとなっているケースがあります。

この場合、後日、保険会社にけがの治療費などの請求をすることが困難となるケースがありますので、人身事故に切り替える必要があります。

物損事故の扱いとなっているものを、人身事故に切り替えるためには、医療機関の診断書を事故処理を行った警察署に提出することになります。

ここで使用する診断書は、事故発生日と初診日が記載されたものが必要になりますので、医療機関で「人身事故に切り替えるために使用」することを伝えると良いでしょう。

診断書を受け取った警察は、後日、実況見分をしたり、書類の確認などをして、人身事故であることが認められたときに切り替えが行われます。

また、人身事故と物損事故の違いでは、刑事処分・行政処分の違いも見られます。

物損事故の扱いでは、加害者はいずれの処分も受けることはありませんが、人身事故の場合は、罰金・懲役刑などの刑事処分、違反点数による行政処分を受ける対象となります。

そのため、大阪の交通事故でけがをしたにもかかわらず、物損事故のままの扱いになっていることは、加害者にとって非常に有利な状況ということが出来ます。

#### 【タイトル】過失割合について

【メタキーワード要素】：交通事故,大阪,貧苦,傷み,弁論

【メタディスクリプション】大阪で発生する交通事故に関する説明になります。ここでは、自動車事故における過失割合に関する説明がされています。

【本文】自動車同士の交通事故の場合、交通事故の加害者が一方的に100%悪く、被害者に

何の落ち度もないというケースは、比較的少ないと思われます。

そのため、**交通事故**によって生じた損害を、全額加害者に負担させるのではなく、「過失(不注意・落ち度)」に応じて負担させるという考え方があります。

たとえば、加害者の過失が 70%、被害者の過失が 30%となる**交通事故**で、**交通事故**による損害額が 1000 万円となる場合は、加害者と被害者にそれぞれ 700 万円・300 万円の負担をさせることになります。

また、「どのようにして**交通事故**の過失割合が決まるのか？」という点に疑問を感じると思いますが、過去の判例や実務などによって、車両の種類や事故の態様などで、過失割合が類型化されています。

しかし、自賠償保険に関しては、**交通事故**の被害者に多少の過失があったとしても、被害者保護の観点から、過失相殺をすることなく、損害額の全額が支払われることが多くなります。

これとは逆に、任意保険によって支払われる金額については、過失割合に応じた支払いが行われる点が異なっています。

このような、過失割合について不明な点なども、**大阪**の弁護士による無料相談などで問い合わせるようにしてください。

#### 【タイトル】 **交通事故**証明書について

【メタキーワード要素】: **交通事故**,**大阪**,協議,貧しい,トラブル

【メタディスクリプション】 **大阪**での**交通事故**に関する説明になります。ここでは、**交通事故**後に発行される「**交通事故**証明書」がどのようなものであるかの紹介になります。

【本文】 **交通事故**の被害者が、けがの治療費や慰謝料などを保険会社に請求するときに必要な書類に「**交通事故**証明書」というものがあります。

**交通事故**証明書は、**交通事故**が発生したことを証明する書類で、「自動車安全運転センター」で交付を受けることができます。

この**交通事故**証明書に記載されている内容は、事故の発生した日時・場所・当事者の住所・事故の種類などになります。

つまり、この証明書は「事故が発生した」という事実を証明するためのもので、具体的な過失割合などについて記されているものではありません。

この証明書の交付を受ける方法は、「自動車安全運転センターのホームページ」「窓口」「郵送」のいずれかの方法により申請します。

また、**交通事故**証明書の申請には、1 通あたり 540 円の手数料がかかりますが、原則として

即日交付がされるものになります。

インターネットから申し込んだ場合でも、コンビニ・金融機関のペイジー・ネットバンクなどでの支払方法もありますので、入手が難しい書類ではありません。

もし、**大阪**での**交通事故**で、**交通事故**証明書の入手方法などに不明な点があれば、担当の弁護士に相談するときなどに問い合わせることもできると思います。

【タイトル】 **交通事故**被害者が請求できる損害について

【メタキーワード要素】: **交通事故**,**大阪**,思考,生活苦,修羅場

【メタディスクリプション】 **大阪**における**交通事故**に関する説明になります。ここでは、**交通事故**の被害者が加害者に対して請求できる「損害」の種類について紹介しています。

【本文】 **大阪**の**交通事故**の被害者が受傷した場合、加害者に請求できる損害は、原則として**5**つの項目からなります。

その**5**つの損害は、「入通院治療費・付添看護費・入院雑費等」「入通院慰謝料」「休業損害」「後遺障害慰謝料」「後遺障害逸失利益」になります。

入通院慰謝料などの医療機関による治療などの費用は、発生した費用の実費が支払われることになり、休業損害についても仕事を休んだ日数に相当する給与相当額が算定されます。また、入通院慰謝料については、**交通事故**の被害者がけがをしたことによる精神的な苦痛に対して支払われる慰謝料になります。

そして、**交通事故**の被害者が医療機関による治療にもかかわらず、後遺障害を残すケースについては、後遺障害による慰謝料・逸失利益が算定されることになります。

後遺障害慰謝料については、症状を残してしまうことによる精神的苦痛に対して支払われるもので、弁護士による基準と保険会社独自の基準で大きく異なる部分になります。

同様に、後遺障害逸失利益については、主に、後遺障害を残すことによる「労働能力の喪失」についての慰謝料という考え方になり、保険会社の基準での示談案には、注意する必要があるものとされています。

【タイトル】 **交通事故**による損害賠償請求の時効について

【メタキーワード要素】: **交通事故**,**大阪**,懊悩,検討,煩惱

【メタディスクリプション】 **大阪**で発生する**交通事故**に関する情報になります。ここでは、

被害者の損害賠償請求権の時効に関する説明がされています。

【本文】**交通事故**の被害者となった方は、まずはけがの治療に専念し、ある程度のけがの回復と心の落ち着きを取り戻した段階で、保険会社への請求を検討することになります。ここで、加害者に対する損害賠償請求権には時効があり、通常のケースでは慌てる心配はないと思いますが、あまりに長期間請求しないしていると請求できなくなってしまうので、注意するようにしてください。

**交通事故**の加害者に請求できるのは、**交通事故**による損害及び加害者を知ったときから 3 年間でされています(民法 724 条)。

また、後遺障害を残した場合は、症状固定の日から 3 年間で請求権が時効消滅してしまいます。

同様に自賠責保険への請求については、**交通事故**があった日から 3 年とされていますが、2010 年 3 月 31 日以前に発生した**交通事故**については、2 年以内となります。

通常、加害者や自賠責保険への請求が、時効消滅によってできなくなることは少ないと思いますが、当事者同士での話し合いが進まず、時間が経過してしまっているときは注意するようにしてください。

このような加害者との交渉の問題、および請求権の時効消滅についても、**大阪**の弁護士に無料相談で確認するようにしてください。

#### 【タイトル】時効の中断方法について

【メタキーワード要素】：**交通事故**,**大阪**,手を焼く,不振,苦肉

【メタディスクリプション】**大阪**での**交通事故**の被害者における損害賠償請求権に関する記述になります。ここでは、損害賠償請求権の時効の進行を中断させる手続きについて紹介されています。

【本文】**交通事故**の被害者は、「**交通事故**の損害及び加害者を知ったとき」から 3 年以内に損害賠償請求をする必要があります。

もし、3 年以内に加害者や保険会社に対して請求しないしていると、損害賠償請求権が消滅することにより、請求できなくなってしまう。

そのため、時効の期限が迫っている場合は、急いで時効を中断する手続きが必要になりますが、その方法は、「裁判上の請求」「承認」「催告」のいずれかになります。

裁判上の請求は、調停や和解の申立て、あるいは、訴訟を提起することで時効中断の効力が生じます。



一般的な、電話などで支払いを求めるような会話をしても、時効を中断するための請求とはならない点に注意する必要があります。

また、加害者や加害者の加入する保険会社が、時効中断のための承認をすれば、時効の進行が中断されますが、現実問題として協力を得られるかどうかは難しいと思います。

最後に、催告という手続きでも時効の進行を中断させることができます。

催告は、内容証明郵便などを送付することで行いますが、半年以内に裁判上の請求を行わないと時効完成により、請求権を失ってしまう点に注意する必要があります。

時効の期限が迫っている場合は、弁護士による無料相談に問い合わせて、時効中断の手続きを急ぐようにしてください。

#### 【タイトル】 給与所得者の休業損害について

【メタキーワード要素】: 交通事故, 大阪, 貧しい, 悲惨, あえぐ

【メタディスクリプション】 大阪で発生する交通事故に関する説明になります。交通事故の被害者が、給与所得者の場合の休業損害の請求についての説明になります。

【本文】 交通事故の被害に遭われた方は、けがの治療のために入通院をしなくてはならないことがあります。

また、サラリーマンやアルバイト・パート従業員の方は、けがの治療のために仕事を休む必要が生じることもあります。受け取れるはずだった給料を休業損害として請求できるケースがあります。

休業損害は、原則として事故前の3ヶ月間の給与額から算出されますが、具体的には3ヶ月分の給与合計額を90で割ることにより、1日あたりの収入額(基礎収入額)を元に計算することになります。

また、交通事故による休業が原因となって、ボーナスの支給が減額されることもあります。企業が発行する「賞与減額証明書」などを保険会社に提出すると、損害として認められる可能性があります。

他にも、何らかの事情によって収入を証明する書類が用意できない場合については、賃金センサスの「男女労働者別平均給与額」あるいは「年齢別平均給与額」を基準に計算されることもあります。

このように、交通事故が原因となって仕事を休まざるを得ない被害者は、休業損害を請求することができますが、不明な点などがあるときは、大阪の弁護士による無料相談などで確認してみることもできると思います。

【タイトル】 専業主婦の休業損害について

【メタキーワード要素】: 交通事故,大阪,討論,問,論議

【メタディスクリプション】 交通事故の被害者が専業主婦である場合についての説明になります。ここでは、専業主婦についても休業損害が認められるかどうかについて説明されています。

【本文】 専業主婦が交通事故の被害者となった場合、けがの治療や入院の期間中、これまで通りに家事を遂行することができないケースがあります。

サラリーマンなどの給与所得者の場合は、直近 3 カ月分の給与支給額を元に基礎収入額を算出することになりますが、主婦の休業損害は自賠責保険の基準では通院 1 日あたり 5,700 円になります。

けがの場合の自賠責保険の支払総額は、治療費・慰謝料合わせて 120 万円までとなっていますので、それを超える分については、任意保険の基準あるいは裁判基準によって計算方法が異なってきます。

裁判基準での請求をするためには、交通事故の専門家である弁護士に依頼することも必要になりますが、1 日あたり 1 万円弱の金額になることが予想されます。

これに対して任意保険の基準になると、自賠責保険の 5700 円程度を基本に考えていることが多く、通院期間が長いほど、交通事故の被害者が受け取る金額が少なくなります。

弁護士に依頼するかどうか迷うことはあると思いますが、請求できる損害がどの程度異なるのか?を確認してから決めることもできると思います。

交通事故の被害者となった方は、弁護士による無料相談などを利用することもできますので、検討してみてください。

【タイトル】 無職の方の休業損害について

【メタキーワード要素】: 交通事故,大阪,談議,面倒,重い

【メタディスクリプション】 交通事故の被害者が職業に就いていない場合についての説明になります。ここでは、無職の方についても休業損害が認められるかどうかについて説明されています。

【本文】 交通事故の被害者が無職の方である場合は、原則として休業損害の請求は認めら



れていません。

しかし、**交通事故**の被害者が、就職が内定している場合や治療期間内に職を得る可能性が高いときには、休業損害が認められるケースもあります。

具体的な例では、アルバイトを退職後に**交通事故**の被害に遭った26歳の女性について、退職前のアルバイト収入、月16万円を基礎収入額として算定した例(大阪地裁・H10.1.23)などがあります。

しかし、保険会社との対応を自分でしているような場合だと、保険会社から一方的に「無職では、失業保険は出ません」と言われることも多いと思います。

失業期間中であっても、これまでの就業状況や今後の就業の蓋然性を考慮して、休業損害が認められるケースは多くあると思います。

そのため、保険会社から休業損害が出ないと言われて諦めてしまうのではなく、**大阪**の弁護士に相談して、休業損害を請求できる可能性について確認してみると良いでしょう。

このときに、費用をかけずに専門的なアドバイスを受けることができる無料相談を利用すると良いと思います。

もちろん、プライバシーにも十分配慮されていますし、休業損害以外の質問などもすることができます。

#### 【タイトル】自営業者の方の休業損害について

【メタキーワード要素】：**交通事故**、**大阪**、苦、苦渋の、逆境

【メタディスクリプション】**大阪**における**交通事故**の被害者が、自営業者である場合についての説明になります。ここでは、自営業者の方の休業損害についての説明がされています。

【本文】**交通事故**の被害者が個人事業主などの自営業者の場合、給与所得者と比較すると収入の算定が複雑になるケースがあります。

基本的には、**交通事故**前の1年間の純利益について、被害者の寄与分を算出することで収入を求めることになります。

このときに、直近の確定申告での所得額を元に計算することになりますが、帳簿や伝票などの他の書類を元に計算することもあります。

また、自営業者の方が仕事を休んでいる期間、アルバイトやパートなどを雇用することもあります。事業継続のために必要と認められたものに対しては、損害として請求することが認められます。

ここで、会社の社長が**交通事故**の被害者の場合、企業が受けた損害は直接の被害を受けた

ものということができず、間接損害として請求できないのが原則となります。

しかし、会社社長であっても、被害者がいないと商売にならないケースなどについては、利益損失分の請求が認められることもあります。

通常、保険会社の対応としては、企業損害を認めようとすることはありませんので、個人事業主、会社社長が被害者となった場合は、**大阪**の弁護士に問い合わせるようになさってください。

また、このときに無料相談などを活用すると、費用をかけずに問い合わせることができるのでお勧めです。

【タイトル】 **交通事故**の慰謝料について

【メタキーワード要素】: **交通事故**,**大阪**,辛さ,障害物,生活難

【メタディスクリプション】**大阪**で発生する**交通事故**に関する説明になります。ここでは、被害者が請求する**交通事故**の「慰謝料」についての説明がされています。

【本文】 **交通事故**の被害者が、加害者あるいは保険会社に請求することができる慰謝料は、主に「入通院慰謝料」「後遺障害慰謝料」「死亡事故の慰謝料」の3つになります。

入通院慰謝料については、自賠責保険の適用範囲内については、原則として、入通院 1 日につき 4200 円が支払われることとなります。

また、自賠責保険の支払上限額を超えた分については、加害者の加入する保険会社に慰謝料請求することになりますが、保険会社による基準と裁判基準では異なるものとなります。裁判基準で使用される入通院慰謝料は、赤い本の「別表 I・II」に規定されている表を使用することとなります。

また、後遺障害慰謝料・死亡慰謝料についても、**交通事故**被害者の等級認定に基づき算出されますが、これについても自賠責基準・裁判基準・保険会社の基準は大きく異なるものとなります。

たとえば、後遺障害 1 級の自賠責基準による慰謝料額は 1100 万円となっていますが、裁判基準によると 2800 万円になります。

**大阪**の弁護士に依頼して保険会社と交渉すれば、この差額の 1700 万円について増額請求ができる可能性が高くなります。

**交通事故**の交渉を弁護士に依頼したから必ず増額に成功するというものではありませんが、その可能性について検討してみる必要はあると思います。

【タイトル】 死亡事故の慰謝料算定について

【メタキーワード要素】: 交通事故,大阪,貧苦,手を焼く,心痛

【メタディスクリプション】 交通事故の被害者が死亡するケースについての説明になります。ここでは、被害者の遺族の方の慰謝料についての説明となります。

【本文】 交通事故被害者が死亡した場合、加害者あるいは加害者の加入する保険会社に対して「死亡慰謝料」を請求することになります。

これは、交通事故によって死亡させられたことによる被害者の慰謝料、さらには、被害者の遺族の方の慰謝料請求も認められています。

また、死亡慰謝料についても、自賠責基準・裁判基準・任意保険の独自の基準が定められています。

自賠責保険による死亡慰謝料の基準は、被害者本人については 350 万円、さらに、遺族がいる場合は、遺族の人数が 1 名・2 名・3 名以上の場合について、それぞれ 550 万円・650 万円・750 万円が加算されます。

また、交通事故被害者に被扶養者がいる場合は、これらの金額に 200 万円が加算されることとなります。

これに対して、裁判でも使用される赤い本に設定されている基準では、被害者が一家の支柱である場合には 2800 万円、母親・配偶者である場合は 2400 万円という金額が基本となります。

この金額は、遺族慰謝料を含めた金額になりますが、自賠責基準よりも高額となっていることが分かると思います。

交通事故の死亡慰謝料についても、不明な点などがあるときは、大阪の弁護士に確認してみると良いでしょう。

【タイトル】 後遺障害を残した場合の請求について

【メタキーワード要素】: 交通事故,大阪,弁論,論議,重苦しい

【メタディスクリプション】 大阪での交通事故被害者が、後遺障害を残すケースについての説明になります。後遺障害を残した被害者が請求する損害についての説明になります。

【本文】 交通事故の被害者が後遺障害を残してしまうケースでは、事故後の生活に大きな影響を及ぼしてしまうこともあります。

後遺障害による被害者の損害は、主に「症状を残すことによる精神的苦痛」と「労働能力の喪失による経済的損失」の2つになります。

そのため、後遺障害を残した被害者は、加害者あるいは加害者の加入する保険会社に対して、「後遺障害慰謝料」と「後遺障害逸失利益」を請求することができます。

ここで、後遺障害の等級は第1級～第14級まで区分され、自賠責保険では、後遺障害の等級に応じた金額が明確に決められています。

また、裁判所による慰謝料額の基準は、自賠責基準と比較すると概ね2倍～3倍程度の高額となりますが、裁判となった場合は、あくまでも参考とする金額で、個別に慰謝料額が決められることとなります。

これに対して、逸失利益についても、基本的に【基礎収入】×【労働能力喪失率】×【中間利息控除係数】という計算式で算定されることとなります。

交通事故の後遺障害で重要となるのは、いずれの場合においても「後遺障害の等級が正しく認定されるか？」という点が請求額に大きく影響することとなります。

交通事故の後遺障害による保険金請求で悩んでいる方は、大阪の弁護士による無料相談に問い合わせてみることをお勧めします。

#### 【タイトル】後遺障害慰謝料の算定基準について

【メタキーワード要素】：交通事故,大阪,艱苦,苦,評議

【メタディスクリプション】交通事故の被害者に後遺障害を残すケースについての説明になります。ここでは、後遺障害慰謝料の算定基準に就いての説明がされています。

【本文】交通事故の被害者が、自分で保険会社と交渉をしている場合、保険会社の提示する後遺障害慰謝料が「妥当なものかどうか？」という判断をすることが難しいと思います。

とくに、被害者が後遺障害を残してしまうケースでは、金額も大きくなるので、自分で判断するのが一層難しくなると思います。

そこで、参考となるのは裁判などでも使用されている後遺障害の等級に応じた支払基準を参考にすると、保険会社の提示する金額が妥当かどうか判断できます。

平成14年1月1日以降に発生した交通事故に関しては、後遺障害の等級に応じ、

第1級：2800万円

第2級：2400万円

第3級：2000万円

第4級：1700万円

第5級：1440万円

第6級：1220万円

第7級：1030万円

第8級：830万円

第9級：670万円

第10級：530万円

第11級：400万円

第12級：280万円

第13級：180万円

第14級：110万円

と設定されています。

**交通事故**の加害者の加入する保険会社によって異なると思いますが、裁判で使用される算定基準と比較して、半分以下であることもあるようです。

そのようなときは、**交通事故**の問題に詳しい**大阪**の弁護士に相談してみることもできると思います。

#### 【タイトル】後遺障害による逸失利益について

【メタキーワード要素】：**交通事故**,**大阪**,悲惨,重苦しい,身の細る思い

【メタディスクリプション】**交通事故**の被害者に後遺障害を残すケースについての説明になります。ここでは、後遺障害を残す被害者の逸失利益に関する説明がされています。

【本文】**交通事故**の被害者が後遺障害を残してしまうケースでは、事故後の仕事への影響も大きくなることが予想されます。

後遺障害の症状は、視力低下・聴力低下・麻痺など、さまざまな症状をもたらすことがあります。そのことによって本来得られるはずの収入が得られなくなってしまうことの損害を逸失利益と言います。

逸失利益の求め方は、基本的には、

$(\text{基礎収入額}) \times (\text{労働能力喪失率}) \times (\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数})$   
で計算することになります。

まず、基礎収入額は、**交通事故**前の収入を元に算出しますが、30歳未満の被害者については、賃金センサスによって計算されることもあります。

同様に、専業主婦・年少者についても賃金センサスにより計算されます。

また、労働能力喪失率については、後遺障害の等級に応じて5%~100%まで決められていますので、その数値を用いて計算します。

そして、原則として 67 歳まで労働するという前提で、中間利息を控除するためのライプニッツ係数を使用します。

このような、後遺障害による逸失利益の算定方法について不明な点などがあるときは、**大阪**の**交通事故**に詳しい弁護士に、無料相談などで問い合わせることもできます。

【タイトル】 給与所得者の後遺障害逸失利益について

【メタキーワード要素】：**交通事故**,**大阪**,身の上相談,イバラの道,どん底

【メタディスクリプション】 **大阪**での**交通事故**に関する記述になります。**交通事故**被害者が給与所得者である場合の後遺障害逸失利益に関する説明になります。

【本文】 給与所得者が**交通事故**の被害者となり、後遺障害を残してしまうケースでの逸失利益の算定は、原則として事故当時の収入を元に計算されます。

しかし、30 歳未満の若い世代の方が被害者となった場合、将来収入が増えることも十分に予想されますので、事故当時の収入をそのまま使用することで不都合が生じることもあります。

たとえば、就職をしたばかりの 22 歳のサラリーマンの年収が 250 万円だと仮定し、この年収を元に逸失利益を計算すると、将来受け取るはずだった給料分については、実際よりも過小評価されてしまうことが予想されます。

そのため、後遺障害を残した**交通事故**被害者の方が、概ね 30 歳未満の若い世代の場合については、全年齢平均賃金を基礎収入として計算されることが多くあります。

もちろん、全年齢平均賃金を基礎収入として認められるためには、将来、同程度の収入が得られるという蓋然性(がいぜんせい)があることが必要になります。

蓋然性は、確実性、あるいは確からしさという意味になりますが、**交通事故**の被害者が「自分の場合については？」と感じたときには、**大阪**の弁護士に相談してみると良いと思います。

一般的に保険会社の提示する後遺症逸失利益は、裁判基準より少ないと思われるので、確認してもらうこともできると思います。

【タイトル】 専業主婦の後遺障害逸失利益について

【メタキーワード要素】：**交通事故**,**大阪**,法律相談,評議,論議



【メタディスクリプション】交通事故の被害者に後遺障害を残すケースについての説明になります。被害者が専業主婦である場合の後遺障害逸失利益について説明されています。

【本文】交通事故の被害者となった方が専業主婦である場合、給与所得などが無いことから、「後遺障害逸失利益について、「計算されるのかどうか？」という不安もあるかもしれません。

専業主婦の方が後遺障害を残すケースでは、原則として全年齢平均賃金を基礎収入として後遺障害逸失利益が算定されます。

また、主婦の方がパートやアルバイトなどの給与所得がある場合、それを基礎収入としてしまうと、逸失利益が不当に少なく算定されてしまうことから、実際の収入と全年齢平均賃金の高い方が基礎収入として計算するのが一般的になります。

しかし、逸失利益を請求される保険会社の提示する金額は、弁護士や裁判所などで使用する基準よりも低い金額となることも多くあります。

そのため、交通事故の被害に遭った主婦の方も、一度、大阪の弁護士に「提示された金額が妥当なものかどうか？」を確認してもらおうと良いでしょう。

このときに、弁護士による交通事故の無料相談に問い合わせ、自分の認定された等級や提示された逸失利益・慰謝料などの金額を伝えると、更なる増額の可能性についてもアドバイスを受けることができます。

後遺障害を残してしまうようなケースでは、後になって後悔しないように、弁護士に確認しながら示談成立を検討するのが良いでしょう。

【タイトル】自営業者の方の後遺障害逸失利益について

【メタキーワード要素】：交通事故,大阪,痛み,苦悩,逆境

【メタディスクリプション】交通事故の被害者の方が自営業者である場合の説明になります。ここでは、被害者に後遺障害を残すケースでの後遺障害逸失利益について説明されています。

【本文】交通事故による後遺障害を残したのが、個人事業主などの「事業所得者」である場合、原則として、前年度の収入額を元に基礎収入が計算されます。

そして、その収入額については、一般的には前年度の確定申告額による所得を元に計算されますが、それによって不都合が生じるケースもあります。

全てのケースについて認められるものではありませんが、裁判などで、実際の確定申告額とは異なる金額が基礎収入として認められることもありますので、不明な点は弁護士など

に問い合わせてみると良いでしょう。

また、夫婦で事業を営んでいるようなケースでは、確定申告額に対する被害者の「寄与分割割合」によって、基礎収入が計算されます。

いずれにしても、**交通事故**によって後遺障害を残した方が自営業者などの場合、実際の所得額が保険会社に認められることも少ないと思います。

そのようなときは、**交通事故**を専門とする弁護士に問い合わせてみることもできます。

保険会社の提示する金額をそのまま受け入れてしまったり、妥協して示談を成立させてしまうと、今後、同じ事故について交渉することが困難となります。

そのため、**交通事故**に詳しい**大阪**の弁護士に、相談していただくことが重要になります。

【タイトル】 **交通事故**の加害者が死亡しているケースについて

【メタキーワード要素】: **交通事故**,**大阪**,**痛い**,**心痛**,**身の細る思い**

【メタディスクリプション】 **大阪**での**交通事故**に関する記述になります。**交通事故**の加害者が死亡するケースでの損害賠償請求について説明されています。

【本文】 **交通事故**の態様によっては、被害者だけでなく、加害者も受傷するケースもあり、なかには、加害者が事故後、死亡してしまうケースもあります。

そのようなときに、**交通事故**の被害者は、「加害者に対して損害賠償請求ができなくなるのか？」という不安があると思います。

しかし、加害者が死亡しているケースについても、加害者が加入する保険会社には、損害賠償の支払いの義務がありますので、保険会社に対して請求することになります。

また、加害者が任意保険などに加入していない場合についても、死亡した加害者の相続人について調査することになります。

相続には、土地や建物などのプラスの遺産だけでなく、借金などの債務についても引き継がれるものになりますので、相続を放棄していない相続人については、請求をすることが可能となります。

そのため、**交通事故**の加害者が死亡したケースについても、被害者が請求できる可能性は残されています。

しかし、このような特殊なケースでは、自分一人で請求を継続することも難しいことが多くあると思います。

そのようなときに、**大阪**の弁護士による**交通事故**の無料相談などに問い合わせ、事故の対応についてのアドバイスを受けるようにしてください。

【タイトル】交通事故の被害者が請求する相手は？

【メタキーワード要素】：交通事故,大阪,話しあい,談議,困難

【メタディスクリプション】大阪での交通事故に関する説明となります。ここでは、交通事故の被害者が誰に対して損害賠償請求をするのかについての情報になります。

【本文】大阪の交通事故の被害者は、主に加害者の加入する保険会社と交渉することが多くなります。

もちろん、加害者本人が自宅に訪れて謝罪をしたりすることはありますが、一般的には、損害賠償の支払いをするのは、加害者の加入する保険会社になることが理由となっています。

そのため、「保険会社がお金を支払う当事者」という点を押さえておけば、仮に、保険会社に「これ以上の治療は認められません！」と言われた場合でも、請求できるかどうかは別の問題になることが分かります。

ここで、交通事故の被害者が「誰に対して請求するのか？」という点を、簡単にまとめておきたいと思います。

まず、交通事故による物質的な損害(自動車の修理など)については、加害者の加入する「任意保険」に対して請求します。

しかし、加害者が任意保険に加入していない場合は、加害者本人に請求することになります。

次に、けがの治療などの人身的な損害については、加害者の加入する「自賠責保険」に請求し、自賠責保険の支払上限額を超える金額については「任意保険」に請求します。

実際に、請求する手続きやお金の流れについては、いくつかありますが、概ねこのような対象に損害賠償の請求をしていくことになります。

【タイトル】交通事故の加害者の車両が盗難車の場合は？

【メタキーワード要素】：交通事故,大阪,すり合わせ,トラブル,四苦八苦

【メタディスクリプション】大阪での交通事故に関する情報になります。ここでは、交通事故の加害者の運転する車両が「盗難車」であった場合の賠償請求について説明されています。

【本文】**交通事故**の被害者は、加害者・加害者の加入する保険会社に対して、損害賠償の請求をすることができます。

しかし、**交通事故**の加害者の運転する自動車が「盗難車」であった場合、請求できるかどうかについては、弁護士に確認する必要があると思います。

まず、自動車損害賠償補償法（自賠法）の 3 条に「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」という規定があります。

これは、「運行供用者」を規定する条文になりますが、**交通事故**を起こした車両を、事実上の運行支配・運行利益が有する場合につき、自動車の所有者に対して請求することができます。

たとえば、**交通事故**を起こした車両が盗難されたときに、「ドアロックをしていない」「すぐに盗難届を出さない」「盗まれてから間もない事故」の場合などは、自動車の所有者に対して請求できる可能性があります。

もっとも、**交通事故**の加害者の車両に「自賠責保険」「任意保険」がかけられている場合には、保険会社に請求できることとなります。

加害者の車両が、盗難車で無保険車となる場合は、判断が難しいと思いますので、**大阪**の弁護士に問い合わせてみると良いでしょう。

【タイトル】被害者の車両の修理代が車両価格を上回る場合について

【メタキーワード要素】：**交通事故**、**大阪**、意見、心配ごと、法律相談

【メタディスクリプション】**大阪**での自動車同士の**交通事故**に関する説明になります。ここでは、被害者の運転する車両の修理代が時価を上回るケースについての説明がされています。

【本文】自動車同士の**交通事故**の場合、被害者の乗っていた自動車の修理費用についても、原則として、加害者の加入する保険会社などに請求することができます。

しかし、被害者の自動車の修理代が高額となるケースでは注意が必要となり、たとえば、被害者の車両の「時価」が修理費用を下回る場合については、車両の時価までしか請求することができません。

たとえば、年式の古い車両を大切に乘られていた被害者の車両の修理代が 60 万円かかるとしても、時価が 30 万円と評価された場合は、30 万円までしか請求できません。

しかし、この場合でも、**交通事故**で修理するべき車両の時価と修理代に大きな価格差がない場合などについては、修理代の請求が認められることがあります。

また、廃車とする場合でも、新たに購入する車両の「登録手数料」「車庫証明」「自動車取得税」などについては、請求できることもあります。

他にも、**交通事故**で自動車を廃車にすることによる「慰謝料」が認められるケース、新たに車両を購入するまでの「代車使用料」が認められるケースなどもあります。

そのため、保険会社に支払いはできないといわれているケースについても、**大阪**の弁護士に問い合わせてアドバイスを受けることもできると思います。

【タイトル】 保険会社の提示する示談内容に不満が生じる場合について

【メタキーワード要素】: **交通事故**,**大阪**, 苦悶の, ディスカッション, 心配ごと

【メタディスクリプション】 **大阪**での**交通事故**に関する説明になります。ここでは、被害者が加害者の加入する保険会社の提示する和解内容に不満が生じる場合の対応について説明されています。

【本文】 **交通事故**の被害者となった方が、自分で加害者や加害者の加入する保険会社と交渉する場合、相手方の提示する賠償額に納得できないケースが多くあると思います。

一般的に、**交通事故**の被害者の方は、ケガの治療のために医療機関に入通院しなければならなくなったり、大切に使用していた自動車の修理をする必要も出てきます。

そのような中で、保険会社の提示する示談内容が「とても納得のできる金額ではない」というケースも多くあります。

そのようなときに、**大阪**の弁護士に相談することで、提示された金額が妥当なものかどうかを確認することができます。

もちろん、加害者や保険会社に対して請求が認められないものもありますが、入通院慰謝料・逸失利益などについては、提示された金額よりも多く請求することができるケースもあります。

**交通事故**の被害者に対して、相手の加入する保険会社が訪問してくるのは、「十分な賠償の支払いのため」という目的ではなく、「賠償による支払額を減額させるため」であることもあります。

**交通事故**の加害者が保険に加入している場合、実際に支払いを行うのは保険会社になりますので当然といえば当然だと思います。

そのため、被害者となった方は、被害者の味方となる弁護士などに相談することが勧められることとなります。

【タイトル】 示談成立後に症状が出るケースについて

【メタキーワード要素】: 交通事故, 大阪, 法律相談, 談議, 苦悶の

【メタディスクリプション】 大阪での交通事故に関する情報になります。ここでは、被害者が加害者と示談成立後に生じる後遺障害について説明されています。

【本文】 交通事故の被害者の方の中には、事故直後に症状がなかったとしても、後日、事故の影響による後遺症が現れるケースがあります。

ここで、もし示談成立後に症状が現れた場合は、「別途、賠償金などを請求することができるのか？」という問題があります。

過去の裁判でも争われたことがあります。示談成立させたときに予想できない後遺症に関しては、別途加害者に請求できるという判断がされています。

しかし、示談成立後の症状についての請求に関しては、その症状が交通事故の影響によるものであることを、被害者自身が立証する必要があり、さらに、示談成立時に予想できないものでないと請求することができません。

そのため、もし交通事故の被害者の方が示談成立後に後遺症が現れたときは、大阪の弁護士に問い合わせて、アドバイスを受けるようにしてください。

また、成立させる示談書そのものに、示談成立後の後遺症が現れた場合の一文を加えることもできます。

保険会社の用意する示談書に、将来発生する後遺症についての一文が入っているかは分かりませんが、将来発生する後遺症についての記載もあった方が良いでしょう。

いずれにしても、示談成立後に後遺症が現れたときには、弁護士に確認するようにしてください。

【タイトル】 保険会社の提示する示談内容の基準について

【メタキーワード要素】: 交通事故, 大阪, 苦辛, 商議, 煩悩

【メタディスクリプション】 大阪での交通事故に関する説明になります。ここでは、加害者の加入する保険会社が提示する和解基準についての説明がされています。

【本文】 交通事故の被害者と、加害者の加入する保険会社との間で、支払われる慰謝料や逸失利益に関してトラブルが生じてしまうケースは多くあると思います。

これは、慰謝料や逸失利益を支払う保険会社を中心となって交渉しているので、どうして



も支払われる賠償額などが低く見積もられがちになることが原因となっています。

**交通事故**の慰謝料額などの基準は、自賠責保険による基準・裁判基準だけでなく、保険会社が独自の理論に基づいた基準があります。

ここで、保険金の支払いを行う保険会社の基準による賠償額が、最も低い賠償額となることは容易に想像できると思います。

しかし、**交通事故**の被害者の多数の方が、保険会社の提示する金額で示談を成立させてしまっていることも事実になります。

一度、成立した示談については、後になってから取り消すことはできませんので、慎重に示談の内容を検討する必要があります。

そのため、**交通事故**の問題に詳しい弁護士に問い合わせ、「不当に低い支払額になっていないか？」という点を確認することも必要になると思います。

このような問い合わせは、**大阪**の弁護士による「無料相談」などを活用すれば、費用をかけることなくアドバイスを受けることができます。

#### 【タイトル】賠償額算定のための裁判基準について

【メタキーワード要素】：**交通事故**、**大阪**、**煩悶**、**傷み**、**煩悩**

【メタディスクリプション】**大阪**で発生する**交通事故**に関する説明になります。ここでは、賠償額算定のための3つの基準についての説明がされています。

【本文】**交通事故**の被害者が加害者に対して請求できる損害賠償額の基準は、「裁判基準」「自賠責保険による基準」「任意保険会社の基準」と3つあります。

しかし、日本は法治国家であることから、当事者同士の話し合いで解決できない問題は、裁判所の力を借りて解決することになります。

**交通事故**においては、その裁判で使用されている基準が中心の基準となるべきもので、保険会社の作成した基準は、「賠償請求額を少なくするための基準」と考えて良いでしょう。

**交通事故**の被害者が請求する賠償額が少なくなれば、その分だけ経営上のメリットは大きくなりますので、当然、保険会社の基準による支払額が最も少なくなっています。

そのため、保険会社が「これ以上は支払えません！」といった場合についても、実際は、それ以上の請求が可能になるケースも多くあります。

**大阪**の弁護士が介入したから、必ず支払額が高額化することを保証するものではありませんが、多くのケースで慰謝料・逸失利益などの増額に成功しているのも事実になります。

そのため、保険会社が提示する示談書にサインをしてしまう前に、弁護士にその内容について確認してもらうこともできると思います。

そのときに、無料相談などを活用すると、費用をかけずに、専門家のアドバイスを受けることができます。

【タイトル】 交通事故の相談をするタイミングについて

【メタキーワード要素】: 交通事故, 大阪, 苦悶の, 議論, 悲痛

【メタディスクリプション】 交通事故の被害者が弁護士にする相談について書かれています。被害者は交通事故後「どのタイミングで相談すればいいか？」について説明されています。

【本文】 交通事故の被害者が、加害者の加入する保険会社と交渉するにあたって、必要があるときには弁護士に相談することができます。

しかし、弁護士の提供するサービスは、誰もが日常的に利用しているものとは異なり、「どのタイミングで相談したら良いのか？」が分からないこともあると思います。

一般的には、交通事故が生じた後の被害者は、ケガの治療を開始して、「治療の打ち切りを宣告されたとき」「後遺障害の等級認定に不服があるとき」などに弁護士に相談するケースが多くあります。

しかし、被害者にとっては、ケガの治療や仕事への影響なども考えないといけませんので、実際にトラブルが生じる前に相談しておくこともできます。

弁護士に相談して、保険会社との交渉などを任せてしまえば、ケガの治療や仕事を復帰することだけに専念することもできます。

さらに、裁判基準による賠償額の交渉をすることで、加害者側から受け取る慰謝料・逸失利益の増額も見込めるケースもあります。

実際、大阪の弁護士に依頼して「どの程度のメリットがあるのか？」については、無料相談などで確認するようにしてください。

無料相談では、実際に弁護士に依頼しない場合でも、交通事故の専門家によるアドバイスを受けることができます。